

【件名】新型コロナウイルス対策としての日本の水際対策強化（新たな措置）

- 日本政府は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、3月26日、水際対策の強化のための新たな措置を決定しました。
- 過去14日間、フランスを含む欧州21カ国に滞在して、27日午前0時以降に同地域を出発し日本に帰国される日本人の方に対して、（既に実施されている）14日間の自宅等での待機、公共交通機関を利用しないことに加え、PCR検査と保健所等による定期的な健康確認が実施されることとなりました。

1 日本政府は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、3月26日、水際対策の強化のための新たな措置を決定しました。詳しくは以下のサイトをご覧下さい。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2020C041.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C041.html)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

2 フランスを含む欧州21カ国が入域制限対象地域に追加指定され、過去14日間同地域に滞在して、27日午前0時以降に同地域を出発し日本に帰国される日本人の方に対して、（21日以降実施されている）14日間の検疫所長が指定する場所（自宅等）での待機、公共交通機関を利用しないことに加え、PCR検査と保健所等による定期的な健康確認が実施されることとなりました。

3 これらを踏まえ、帰国される場合には、出発前に、以下についてご確認をお願いします。

- （1）前記の措置を前提として、帰国後の旅程に支障がないこと。
- （2）帰国後14日間の滞在先を確保していること。
- （3）空港から滞在先までの移動手段（公共交通機関以外。自家用車、レンタカーなど）を確保していること。

【参考】厚生労働省水際対策の抜本的強化に関するQ&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html#Q3-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q3-1)

検疫所 <https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

4 なお、フランスを含む欧州21カ国は、入管法に基づき入国拒否を行う対象地域に追加指定され、過去14日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象となります。

5 今般の措置はフランス海外県・海外領土も対象となります。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号：03-8852-8500

（フランス国外からは（+33）3-8852-8500）

メール：[consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp](mailto:consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp)（領事班専用）

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

（了）